

四国4県広域応援協定に基づく
愛媛県広域受援計画

平成19年2月

愛 媛 県

目 次

第1章	基本方針	1
第2章	応援隊の受入れ準備	2
第3章	通信連絡	2
第4章	応援隊の受入れ	3
第5章	参集場所・活動拠点での情報提供等	3
第6章	被災地における指揮命令	4
第7章	応援隊の活動地域の調整	5
第8章	現地連絡調整会の開催	5
第9章	応援の終了	6
別表	参集場所一覧表	7

第1章 基本方針

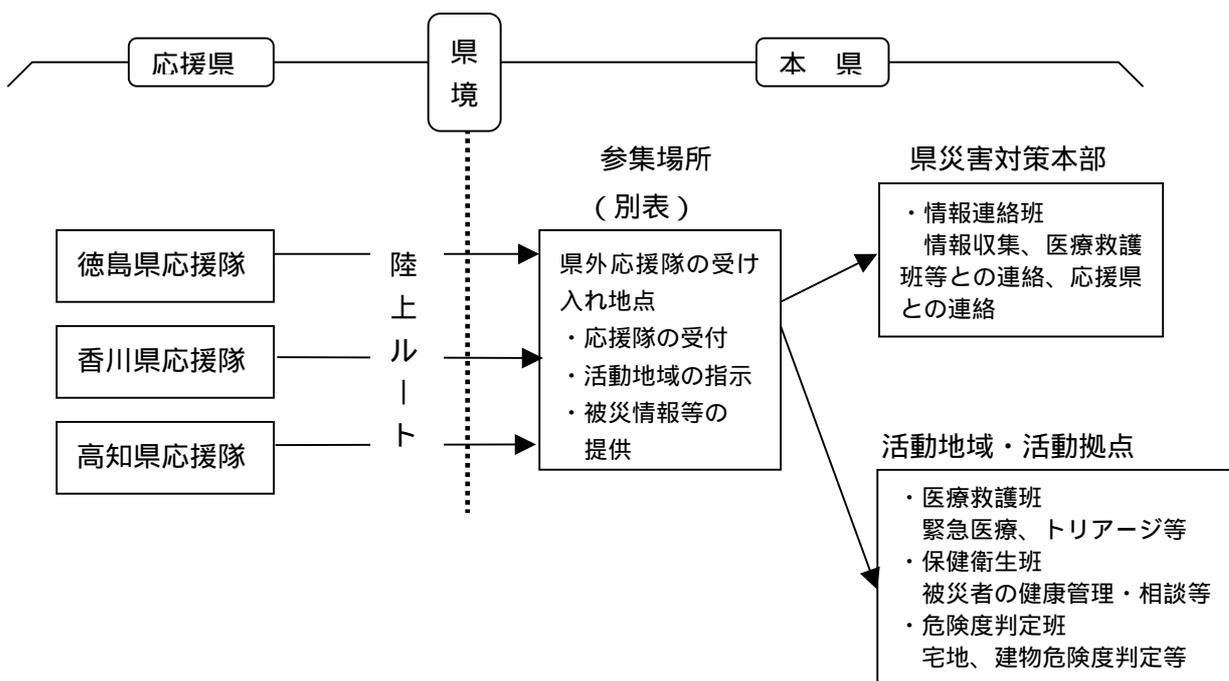
1 基本的な考え方

- (1) 大規模災害が発生した場合、本県が迅速かつ円滑に他県からの応援を受入れる体制を確保するため、愛媛県地域防災計画との整合を図りつつ、愛媛県広域受援計画を定める。
- (2) 本計画は、大規模災害発生直後で、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」(以下「四国4県広域応援協定」という。)に基づき派遣される応援隊の受入れについて定める。
- (3) 大規模災害発生時に、本県は、本計画に基づき速やかに他県の応援を受入れ、災害応急対策を実施する。
- (4) 本計画については、さらに、合同訓練等を通じた検証や他県、市町及び防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (5) 国の「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく全国的な応援計画が検討されている南海地震等への対応については、国計画に基づく活動を優先する。

2 本計画の前提条件

- (1) 本計画は、本県が激甚な被害を受けた場合を想定して策定する。
- (2) 本計画は、応援隊が使用する緊急輸送道路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ経路等を変更する。

3 応援隊に係る県内への受入れの流れ



第2章 応援隊の受入れ準備

県は、被災地への他県応援隊の受入れに備えて、次のことを行う。

- 1 県は、応援隊受入れのための応援等調整担当を県災害対策本部及び支部に置き、次の業務を行わせる。
 - (1) 他県応援隊の活動地域の調整に関する事。
 - (2) 関係機関との連絡調整に関する事。
 - (3) 他県応援隊等の後方支援に関する事。
 - (4) その他必要な事項に関する事。
- 2 県災害対策本部(土木対策部)は、緊急輸送道路の道路パトロールを実施する。
- 3 県災害対策本部は、県災害対策本部支部及び市町災害対策本部との通信連絡を確保し、県内の被害状況を収集する。
- 4 県災害対策本部は、他県との通信連絡が取れない場合においても、応援を想定して、参集場所を開設し応援隊の受入準備を進める。

第3章 通信連絡

1 各県間の通信連絡

災害発生時の通信連絡については、原則として、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、消防防災無線、衛星携帯電話、NTT 回線を使用する。

2 応援隊との通信連絡

応援隊と県災害対策本部・支部及び市町災害対策本部との通信連絡は、携帯電話、衛星携帯電話等により行う。

第4章 応援隊の受入れ

1 応援隊の参集場所

- (1) 県内における他県応援隊の参集場所及び到達ルートは、別表のとおりとする。
- (2) 災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、県災害対策本部は、使用可能なルート及び参集場所を確保するとともに、変更事項を応援県へ速やかに連絡する。
- (3) 県災害対策本部及び支部は、応援隊受入れのため、参集場所に要員を配置する。

2 緊急輸送道路の確保

県災害対策本部は、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町及び県土木部から緊急輸送道路に関する情報を入手し、応援県に連絡するとともに、通行不能の場合は関係機関に早期復旧を要請する。また、県警察本部に対しては、必要な交通規制等を要請する。

3 活動拠点の確保

県災害対策本部は、市町災害対策本部と協議のうえ、宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮し、活動地域における応援隊の活動拠点を選定する。

第5章 参集場所・活動拠点の情報提供等

1 参集場所へ誘導するための情報提供

県災害対策本部は、応援県に対して、次の情報を提供する。

- ・参集場所、緊急輸送道路の情報
- ・県内の被害状況

2 活動拠点へ誘導するための情報提供

県災害対策本部及び支部は、被害状況や市町からの救助要請等の災害応急対策に関する各種情報を迅速かつ的確に把握し、活動拠点に参集する応援隊に対して情報提供を行う。

(1) 応援隊への活動地域の指示

県災害対策本部及び支部は、参集場所に参集した応援隊に対して、活動地域及び活動拠点を指示するとともに、必要に応じて、活動拠点への交通誘導を行う。

(2) 応援隊への情報提供

県災害対策本部及び支部は、応援隊に次の情報を提供する。

- ・被害状況
- ・県災害対策本部及び支部、市町災害対策本部への連絡方法、連絡先一覧
- ・割り当てた活動拠点
- ・県又は該当市町からの応援要請事項
- ・活動地域内における他機関の活動情報
- ・その他必要な事項

(3) 応援隊用地図等の配布

県災害対策本部支部又は市町災害対策本部は、必要に応じて、活動地域に関する地図等を応援隊に配布する。なお、地図等に盛り込むべき主な内容は次のとおりとする。

- ・応援隊の活動区域
- ・活動拠点までの緊急輸送道路
- ・災害拠点病院、救護病院等の位置
- ・臨時ヘリポートの位置
- ・その他応援隊が求める事項

3 活動拠点の開設及び報告

(1) 活動拠点の開設

活動拠点の開設は、応援隊が行う。

県災害対策本部は、市町災害対策本部を通じ、活動拠点の施設管理者に対して、応援隊が活動拠点を開設するための施設の開設、施設内における立入り禁止区域の設定等を依頼する。

(2) 開設の報告

応援隊は、活動拠点の開設が完了したことを県災害対策本部に報告する。県災害対策本部は、応援隊活動拠点の開設状況を市町災害対策本部に通知する。

第6章 被災地における指揮命令

各県応援隊は、被災地においては、災害対策基本法第74条第2項の規定により、本県知事（県災害対策本部長）の指揮により活動する。

また、被災地の災害対策本部（市町災害対策本部）と連絡をとり、連携して活動する。

第7章 応援隊の活動地域の調整

救援活動は、県内の市町、県警察及び防災関係機関等複数の機関が実施していることから、県災害対策本部は各機関の活動状況を勘案のうえ、応援隊の活動地域を調整する。

1 医療応援隊の活動に係る調整

- (1) 県災害対策本部及び支部は、被害状況に基づき応援隊の活動地域を調整する。
- (2) 市町災害対策本部は、被害状況、避難所の設置状況等を、県災害対策本部支部に報告する。
- (3) 県災害対策本部支部は、被害状況、避難所等の情報を市町から収集・整理し、応援隊に提供する。

2 宅地、建物危険度判定応援隊の活動に係る調整

- (1) 県災害対策本部及び支部は、被害状況に基づき応援隊の活動地域を調整する。
- (2) 市町災害対策本部は、建物等の被災状況を調査し、県災害対策本部支部に報告する。
- (3) 県災害対策本部支部は、建物等の被災情報を市町から収集・整理し、他県応援隊に提供する。

第8章 現地連絡調整会の開催

救助活動等は、県内の市町、消防、警察に加え、自衛隊、海上保安部等多数の機関が合同で実施することから、相互に調整、連携することが必要であり、広域的な応援を受け、救助活動を円滑に実施するため、現地調整会議を開催する。

1 主催

県災害対策本部支部

2 主な調整事項

- ・ 県災害対策本部での決定事項の伝達等
- ・ 支部管内の救助活動等の調整
- ・ 県災害対策本部への救助活動等に係る要請事項

3 構成機関

- ・ 支部管内で救助活動等を行う機関

- ・他県応援隊
- ・市町
- ・県

第9章 応援の終了

「四国4県広域応援協定」第3条（自主的応援出動）に基づく場合、応援の終了は、応援隊派遣県が決定する。

ただし、県災害対策本部は、被災状況から応援継続が必要な場合、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定細目」第2条により応援の要請を行う。

別表 参集場所一覧表

応援県	道路別	参集場所	担当支部
香川県	松山自動車道	上分 P A	西条支部
	国道 1 1 号	県四国中央総合庁舎	西条支部
徳島県	松山自動車道	上分 P A	西条支部
	国道 1 9 2 号	県四国中央総合庁舎	西条支部
高知県	松山自動車道	上分 P A	西条支部
	国道 1 1 号	県四国中央総合庁舎	西条支部
	国道 1 9 4 号	県西条総合庁舎	西条支部
	国道 3 3 号	県久万高原総合庁舎	松山支部
	国道 1 9 7 号	県大洲総合庁舎	八幡浜支部
	国道 5 6 号	愛南総合庁舎	宇和島支部
県宇和島総合庁舎		宇和島支部	

注記) 応援隊受入経路については、被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。